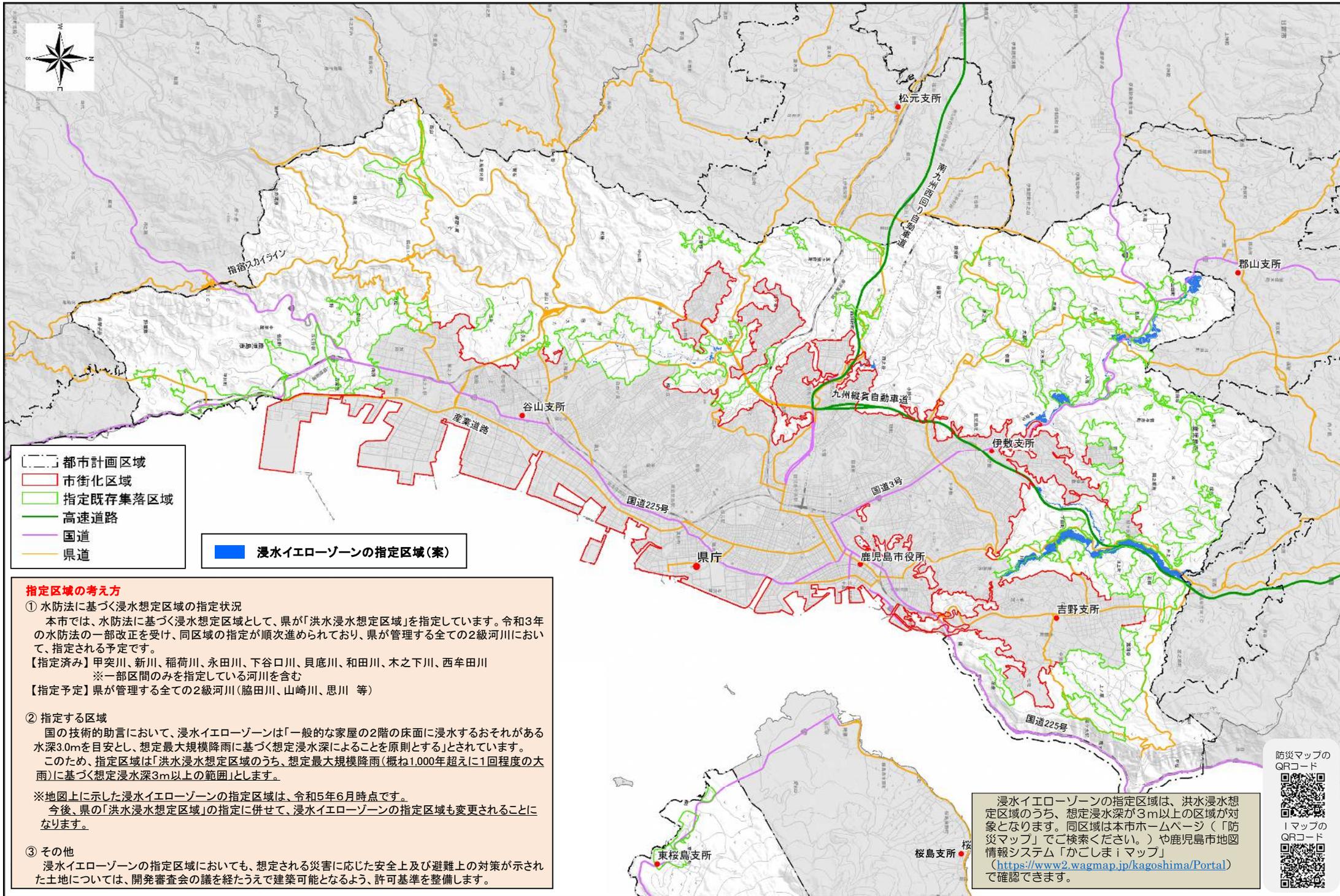


浸水イエローゾーンの指定区域位置図



- 都市計画区域
- 市街化区域
- 指定既存集落区域
- 高速道路
- 国道
- 県道

 浸水イエローゾーンの指定区域(案)

指定区域の考え方

- ① 水防法に基づく浸水想定区域の指定状況

本市では、水防法に基づく浸水想定区域として、県が「洪水浸水想定区域」を指定しています。令和3年の水防法の一部改正を受け、同区域の指定が順次進められており、県が管理する全ての2級河川において、指定される予定です。

【指定済み】 甲突川、新川、稲荷川、永田川、下谷口川、貝底川、和田川、木之下川、西牟田川
 ※一部区間のみを指定している河川を含む

【指定予定】 県が管理する全ての2級河川(脇田川、山崎川、思川 等)
- ② 指定する区域

国の技術的助言において、浸水イエローゾーンは「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安とし、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深によることを原則とする」とされています。このため、指定区域は「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨(概ね1,000年超えに1回程度の大雨)に基づく想定浸水深3m以上の範囲」とします。

※地図上に示した浸水イエローゾーンの指定区域は、令和5年6月時点です。
 今後、県の「洪水浸水想定区域」の指定に併せて、浸水イエローゾーンの指定区域も変更されることとなります。
- ③ その他

浸水イエローゾーンの指定区域においても、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が示された土地については、開発審査会の議を経たうえで建築可能となるよう、許可基準を整備します。

浸水イエローゾーンの指定区域は、洪水浸水想定区域のうち、想定浸水深が3m以上の区域が対象となります。同区域は本市ホームページ(「防災マップ」でご検索ください。)や鹿児島市地図情報システム「かごしまiマップ」(<https://www2.wagmap.jp/kagoshima/Portal>)で確認できます。

